

前項ノ規定ニ依ル出願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

厚生大臣ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ地方長官ヲシテ扶助ヲ爲サシメ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第三十條 工場事業場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該工場事業場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタルモノ又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入スベシ

被徵用者徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ガ本人又ハ遺族ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助又ハ之ニ準ズベキ程度ノ出捐ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ前項ノ費用ノ納入ヲ免除スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

家族手当の支給に關する閣議の決定

俸給生活者の生活安定と人口政策とを目的として現行の官公吏に對する家族手当制度を擴充すると共に民間被傭者についても之と歩調を一にする如く賃金統制令その他を改正する件は昭和十七年一月十三日閣議に於て正式決定を見るに到つた。その要綱は左に掲ぐるが如くである。

因に官公吏に對する現行家族手当の支給範圍は判任官以下、支給基準は被扶養家族一人に付月額二圓、但し最高額十圓であつた。

家族手当の支給に關する件

俸給生活者の生活安定及人口政策に資する爲家族手当

支給に關し左の措置を講ず

一 官吏以下

官吏以下に對しては昭和十七年四月より家族手当支給の制度を左の如く改む

(一) 支給の範圍 官吏(高等官及判任官の全部)、

待遇官吏、嘱託員(常時勤務のもの)、雇員、傭人

及職工、但し勅任官同待遇者を除く

(二) 支給の基準 主として本人の收入に依り生活

する配偶者、滿六十歳以上の直系尊屬、滿十八歳未滿の直系卑屬及不具廢疾者一人に付月額三圓とす(最高額の限度を設けず)

二 國民學校及青年學校職員

官吏と同様に家族手当を支給するものとし其の半額を國庫に於て補助す

三公吏

各地方公共團體に於て各地の實情に應じ右に準じ家族手当を支給する如く措置す

四 家族手当の支給に伴ひ、地方公共團體の財政上必要ある場合は財源の賦與に付き政府に於て之を考慮す

五 其他

會社經理統制令、賃銀統制令等に基く家族手当に關する規定を前記官吏に對する家族手当の支給と歩調を一にする如く改正す

第七十九回帝國議會提案の人口問題

關係改正法律案要綱の決定

第七十九回帝國議會に提案せらるる人口問題關係の改正法律案につき閣議決定を見たる要綱を掲ぐれば以

下の如くである。

國民體力法中改正法律案要綱

一 被管理者の範圍は現行法に依れば未成年者に限るとあるを改め男子に在りては二十五歳迄擴張すること

二 體力手帳は現行法に依れば體力検査を行ひたる場合に交付又は記載するとあるを改め命令を以て定むる其の他の體力に關する検査を受けたる場合にも交付又は記載するものとする

三 醫師命令を以て定むる疾病に罹れる被管理者を診斷したるときは其の結果を其の者の體力手帳に記載すべきものとする

四 國民體力管理醫は國家目的達成の爲國民體力の向上に關し指導を爲すの責務を分擔し以て國民體力の向上に關する國策の遂行に協力すべき旨を明定すること

五 地方長官は現行法に依れば體力検査の結果に基き被管理者に付本人若は其の保護者又は使用主に對して體力向上に關する指示を爲し得るものとするを改め、體力検査のみならず、命令を以て定むる其の他の體力に關する検査の結果等に基きても亦之を爲し得るものとする

六 地方長官は現行法に依れば體力検査の結果に基き特殊疾病に罹患せる被管理者に付本人又は其の保護者に對して療養の處置命令並に貧困者に對して療養の指導を爲し得るものとするを改め、前項と同様其の命令又は指導を爲し得る場合を擴張すること

七 地方長官は國民の體力向上を圖る爲特に必要あり